

別表1

- 基本サービス
  - テレビジョン放送・データ放送（○印「デジタル放送」は、当該サービスで視聴できるチャンネルを示します。）

地区及びサービス区分	松本市(奈川上高地地区除く)塩尻市			松本市奈川・上高地地区				山形村			朝日村		
	デジタルワイドサービス	デジタルベーシックサービス	地デジコースサービス	デジタルワイドサービス	デジタルベーシックサービス	Jチャンネルプラスサービス	地デジコースサービス	デジタルワイドサービス	デジタルベーシックサービス	地デジコースサービス	デジタルワイドサービス	デジタルベーシックサービス	地デジコースサービス
チャンネル名													
NHK総合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
NHK Eテレ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
テレビ信州	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長野朝日放送	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
信越放送	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長野放送	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
テレビ東京	○	○	○										
テレビ松本自主放送	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
テレビ松本第2自主放送	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ショップチャンネル	○	○	○										
QVC	○	○	○										
気象情報													
YCS自主放送													
AYT自主放送													
NHK BS1		○		○	○			○	○		○	○	
NHK BSプレミアム	○			○	○			○	○		○	○	
BS日テレ	○	○		○	○			○	○		○	○	
BS朝日	○	○		○	○			○	○		○	○	
BS-TBS	○	○		○	○			○	○		○	○	
BSジャパン	○	○		○	○			○	○		○	○	
BSフジ	○	○		○	○			○	○		○	○	
BS11	○	○		○	○			○	○		○	○	
BS12トゥエルビ	○	○		○	○			○	○		○	○	
放送大学	○	○		○	○			○	○		○	○	
Dlife	○	○		○	○			○	○		○	○	
テレビ松本アーカイブスチャンネル	○	○				○							
松本山雅&スポーツチャンネル	○	○				○							
防災・交通情報チャンネル	○	○				○							
松本市政チャンネル	○	○				○							
塩尻市政チャンネル	○	○				○							
お天気ポーター	○	○				○							
GAORA SPORTS	○	○				○							
日テレジータス	○	○				○							
アニマックス	○	○				○							
チャンネル700	○	○				○							
フジテレビONE スポーツバラエティ	○	○				○							
テレビ朝チャンネル1 ドラマバラエティアニメ	○	○				○							
日テレプラス ドラマ・アニメ・音楽ライブ	○	○				○							
TBSニュースバード	○	○				○							
J SPORTS 1	○	○				○							
J SPORTS 2	○	○				○							
ゴルフネットワーク	○	○				○							
ファミリー劇場	○	○				○							
日本映画専門チャンネル	○	○				○							
時代劇専門チャンネル	○	○				○							
スーパードラマTV	○	○				○							
テレビ朝チャンネル2 ニュース・スポーツ	○	○				○							
ディスカバリーチャンネル	○	○				○							
囲碁・将棋チャンネル	○	○				○							
釣りビジョン	○	○				○							
映画・チャンネルNECO	○	○				○							
AXN 海外ドラマ	○	○				○							
スペースシャワーTV	○	○				○							
キッズステーション	○	○				○							
日経CNBC	○	○				○							
CNNj	○	○				○							
ヒストリーチャンネル 日本・世界の歴史&エンタメ	○	○				○							
女性チャンネル! LaLa TV	○	○				○							
ディズニーチャンネル	○	○				○							
ディズニーXD	○	○				○							
ディズニージュニア	○	○				○							
J SPORTS 3	○	○				○							
スカイA	○	○				○							
ザ・シネマ	○	○				○							
アニマルプラネット	○	○				○							
フジテレビTWO ドラマ・アニメ	○	○				○							
MONDO TV	○	○				○							
チャンネル銀河 歴史ドラマ・サスペンス・日本のうた	○	○				○							
TBSチャンネル2 名作ドラマ・スポーツ・アニメ	○	○				○							

- オプションサービス
  - 印(デジタル放送)は、当該サービスで視聴できるチャンネルを示します。ただし、別表5に定めるオプションサービス料又は㈱WOWOWの視聴料を支払う場合に限ります。(○印朝日村のみ適用)

チャンネル名	WOWOWプレミアム	WOWOWライブ	WOWOWシネマ	スターチャンネル2セレクト	スターチャンネル3 映画劇場	衛星劇場	東映チャンネル	グリーンチャンネル2	J SPORTS 4	Mezamichi	アニメXチャンネル	ディズニーXD	ディズニージュニア	ワウワジヤパン
	サービス区分													
デジタルワイドサービス	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●			●
デジタルベーシックサービス	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●

- ラジオ放送（●印は、受信できる放送を示します。）

地区	放送名						信頼放送
	NTK1	FM長野	東京FM	放送大学	NHK第一	NHK第二	
全地区	●	●	●	●	●	●	

## 株式会社テレビ松本ケーブルビジョン契約約款（ケーブルテレビサービス）

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン（以下「当社」という）と、当社が行うサービスの提供を受けるもの（以下「加入者」という）との間に結ばれる契約は以下の条項によりります。

（提供するサービス）

第1条 当社は、定められた区域（以下「サービス区域」という）において、加入者に次のサービスを提供します。

- 基本サービス
放送法第2条に定める放送事業者のテレビジョン放送、データ放送及びラジオ放送の同時再放送サービス並びに当社の自主放送サービスのうち、別表1第1項に定めるサービス
- オプションサービス
放送法第2条に定める放送事業者が行う有料放送サービスのうち、別表1第2項に定めるサービス（別表5に定めるオプションサービス料を支払う場合又は（株）WOWOWと加入者間で受信契約を締結し、その視聴料を支払う場合に限ります。）
- 緊急地震速報サービス
別に定める「緊急地震速報サービス利用規約」にそった緊急地震速報サービス
- 上記に付帯するサービス

（契約の対象並びに成立）

第2条 本契約は、各世帯ごとの加入申込者が当社所定の加入契約申込書を提出し、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

（加入金及び工事費）

第3条 加入者はサービスを受けるにあたり、別表2に定める加入金及び工事費を当社の指定した日までに支払うものとし、その支払方法は、別表3に定めるとおりとします。
なお、集合住宅等については、別途協議して加入金及び工事費を決定します。

（利用料）

第4条 (1) 加入者は別表4に定める利用料を毎月支払うものとします。利用料は、サービスの提供を受けた月から支払義務が生じるものとします。解約の場合は解約日の属する月の利用料について支払いを要します。
なお、当社のサービスの全部が引き続き14日間以上停止した場合は、その月の利用料の支払いは要しません。
(2) 加入者が本契約によるサービスと当社が提供するケーブルプラス電話サービスをセットで利用する場合は、別途当社が規定する金額を利用料から割り引くものとします。

（NHK及び㈱WOWOWの料金）

第5条 別表2、4に定める料金については、NHKの受信料及び（株）WOWOWの加入料及び視聴料は含まれておりません。従ってこれらの受信については、NHK及び（株）WOWOWと加入者間で受信契約を結び、それぞれに対して料金を支払っていただきます。

（デジタルチューナ）

第6条 加入者は、当社が提供するデジタルベーシックサービス、デジタルワイドサービス及びJチャンネルプラスサービス（以下「デジタルサービス」という）を利用するために必要な機器であるデジタルチューナ及びリモートコントローラ等の貸与を受けることができます。デジタルチューナの設置費用及びデジタルサービスの変更手数料は、別表7に定めるとおりとします。

- 付属のBS デジタル放送用 IC カード（以下 B-CAS カードという）及びCS デジタル放送用ICカード（以下C-CAS カードという）の取扱いについては、第24条又は第25条の規定によるものとします。
- デジタルチューナのリモートコントローラと電池は消耗品のため、交換が必要な場合は加入者の負担とします。
- 加入者はデジタルチューナを本来の用法に従って使用するものとし、故意又は過失によるデジタルチューナの破損、紛失等の場合には、これによる損害を当社に賠償するものとします。
- 貸与されたデジタルチューナの第三者への譲渡は禁止します。
- 当社が加入者に貸与したデジタルチューナに故障が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者がデジタルチューナを本来の用法に従って使用しなかったときは、該当いたしません。また、当社が認める場合を除き、加入者はデジタルチューナの交換を請求できません。
- デジタルチューナの貸与を受けた加入者は、解約時に、B-CAS カード及び C-CAS カードと一緒に、当社に返還するものとします。その際、別表6に定める解約手数料を支払うものとします。ただし、デジタルチューナを当社に持参された場合は不要です。
- 加入者は、当社が必要に応じて行うデジタルチューナのソフトウェア等のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
- デジタル放送は、当社の指定するデジタルチューナに、当社が管理するB-CASカード及びC-CASカードが設置された場合のみ、ご利用いただけます。
- デジタルチューナの最低利用期間は支払い開始月から1年間とし、利用期間が1年未満の場合は、別表6に定める違約金を支払うものとします。

（設置場所の無償提供）

第7条 当社は、施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。
加入者は、契約締結について地主、家主等利害関係者があるときは、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

（設置工事等）

第8条 当社の業務に必要な設備の設置工事は、当社及びその指定する業者が行います。また、松本市波田地区及び山形村の加入者が、デジタルサービスから地デジコースサービス又はノーマルサービスへ変更する場合、当社又はその指定する業者が加入者の保安器にて必要な措置を講じます。

(2) 加入者が当社に無断で増設工事等を行い、当社の施設を利用した場合は、別途当社の定めた利用料を支払うものとします。

（保守責任）

第9条 当社の維持管理、保守責任範囲は、当社の放送センターから保安器までとし、保安器の出力端子以降の施設及び受信機等に起因する障害の修復に要する費用は加入者負担とします。
加入者は、故意又は過失により当社の施設に障害・故障をもたらした場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

（特別工事）

第10条 増幅器取付、増設及び受信施設の移動（当社のサービス区域内に限ります）等の工事費は、別表7に定めるとおりとします。

（サービスの変更）

第11条 加入者は、サービス内容を変更しようとする時は速やかに当社に申し出るものとし、当社はその申し出に基づき速やかに変更後のサービスを提供します。

（サービス提供内容の変更）

第12条 当社は止むを得ない事情により、サービス提供内容を変更することがあります。この場合、変更によって起こる損害の賠償には応じないこととします。

（無断使用等の禁止）

第13条 加入者がテープ、配線等により当社のサービスを第三者に提供することを禁止します。

（加入契約の解約）

第14条 加入者は正当な理由がある場合、本契約を解約することができます。この場合、当社は加入金について、設置工事終了後2年未満に限り別表8に定める額を解約の日から3ヶ月以内に返金するものとします。ただし、山形ケーブルテレビサービス及び朝日村ケーブルテレビからの移行加入、松本市四賀地区、松本市安曇地区、松本市奈川地区、塩尻市デジタル放送対策事業、JA松本ハイランド組合員団体一括加入、松本市地域情報通信基盤整備推進事

- 業、キャンペーン等による特別加入の加入については、加入金の返金はありません。
- 天災・事変または当社の責に帰さない事由等により、当社が業務を継続することが出来なくなった場合は、設備負担金を返金しないものとします。
- 解約の場合、当社は当社の施設を撤去しますが、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物、アンテナ等の復旧を要する場合は、加入者においてその復旧費用を負担するものとします。
- 平成25年8月1日以降の加入者が本契約を解約する場合は、別表9に定める解約手数料を支払うものとします。

（一時停止）

第15条 加入者よりサービス利用の一時停止の申し出があった場合の利用料の取扱いは、次のとおりとします。なお、デジタルチューナの一時停止はできません。

- 一時停止の期間が2ヶ月未満の場合は、第4条の規定を準用して利用料をいただきます。
- 一時停止の期間が2ヶ月以上の場合は、一時停止を申し出た日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月までの利用料を無料とします。

（名義変更）

第16条 当社が定める条件を満たす場合、新加入者は当社の承認を得て、旧加入者の名義を変更できるものとします。この際、当社指定の用紙により当社に届け出るものとします。

（加入者の義務違反による停止）

第17条 当社は加入者が加入金の支払を1回でも遅延した場合、又は利用料の支払いを2ヶ月分以上遅延した場合、その他契約約款に違反する行為があった場合は、サービスの提供を停止するか、または催告のうえ本契約を解除することができるものとします。

この場合、加入者は解除の日から7日以内に、自己の費用でデジタルチューナその他当社の施設一切を返還するものとします。

また、当社は施設の返還の有無にかかわらず、サービスの提供を停止いたします。

- 前項により本契約が解除された場合、当社は加入金の返金はいたしません。また、損害がある場合は加入者の負担となります。

（免責事項）

第18条 当社は、次の場合のサービス提供の停止に基づく損害の賠償責任は負わないものとします。

- 天災、事変
- 放送衛星、通信衛星の機能停止、及び降雨減衰
- 当社が当社の区域外波受信設備（以下「受信点」という）において受信することができる県外の放送局の放送の同時再送信に関して、受信点において発生する電波伝搬の異常によって起こる受信電界強度の時間的変動（フェージング）
- その他当社の責に帰することのできない事由

（料金の支払い方法）

- 加入者は、本契約に基づく料金については、当社の指定する期日までに当社の指定する方法により、支払うものとします。尚、口座振替（振替指定日は、別表10に定めるとおりです。）に伴う領収書については金融機関の通帳の記載をもってかえさせていただきます。
- 第4条第1項に定める利用料について、1年前納する場合は、1ヶ月分減額になります。尚この1ヶ月分は、払込済の最終月分とします。
- 別表5に定めるオプションサービスの料金は毎月払いとします。
- 加入者が当社に料金を振込む場合の金融機関の振込手数料は、加入者負担とします。

（加入金、利用料等の改定）

第20条 社会、経済情勢の変化に伴い、加入金、利用料等を改定することがあります。その場合には、改定1ヶ月前までに当該加入者に通知します。ただし、加入金については既加入者には適用いたしません。

（遅延損害金）

第21条 本契約に定める金銭債務の遅延損害金は年14%の割合によるものとします。

（消費税）

第22条 加入者が当社に対し別表に定める利用料等の債務を支払う場合において、当該支払いに要する額は、別表に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額を加算した額とします。

（債権回収業務の委託）

第23条 加入者が利用料、工事費その他の債務について支払を怠った場合は、当社が債権回収会社へ債権の回収業務を委託する場合があることを加入者は予め承諾するものとします。

（B-CASカードの取扱いについて）

第24条 「B-CASカード」に関する取扱いについては、株式会社ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

- 加入者の故意又は過失によりB-CASカードを破損又は紛失した場合には、その損害額及び再発行手数料費用2,050円（消費税込）を直ちに当社に支払うものとします。

（C-CASカードの取扱いについて）

第25条 「C-CASカード」に関する取扱いについては、別紙1「CAS用ICカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

（加入者個人情報の取扱い）

第26条 当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という）に基づきほか、当社が指針第28条に基づいて定める「個人情報保護方針」及び別紙2「個人情報のお取扱いについて」に基づいて適正に取扱います。
(2) 当社の「個人情報保護方針」には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、当社のホームページ上において公表します。

- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

（テレビ東京の放送サービス）

第27条 テレビ東京の放送サービスについては、当面、平成29年3月31日まで放送を継続します。また、その後の放送につきましても協議を継続します。

（定めなき事項）

第28条 本契約約款に定めてない事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社及び加入者並びに加入申込者はお互いに信義誠実の原則にたつて円満に解決にあたるものとします。

付則1 当社は特に必要がある場合は、本契約に特約を付すことができるとします。

- 一括加入、業務用等で本契約に定めのない事項については、別途定めます。
- 当社は、総務大臣に届け出・受理された上で、本契約約款を変更する場合があります。この場合、当社と加入者との契約内容は、変更後の契約約款の内容によること



